## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	兵庫県	
3. 市区町村名	姫路市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	67-3	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://cmssv.city.himeji.hyogo.jp/s30/2212077/_39257.html	

執行機関名 姫路市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	姫路市障害者福祉金条例(昭和46年姫路市条例第3号)による障害者の福祉金の 支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第64号)別表第1 市長の項 姫路市障害者福祉金条例(昭和46年姫路市条例第3号)による障害者の福祉金の 支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第1条	姫路市障害者福祉金条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、 <u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>身体障害者、知的障害者及び精神障害者</u> (以下「障害者」という。)のために、福祉金を支給することにより、その生活の向上と <u>福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		姫路市障害者福祉金条例